平成２２年（フ）第１５０号
千葉県柏市南逆井５丁目16番13号
破産者　海老澤雅美
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２０５号
千葉県松戸市松戸113番地の１　松戸コープ205号
破産者　磯　喜美江
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３２号
千葉県松戸市五香１丁目１番地の12佐藤マンション１―501号
破産者　沖　　雄一
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３３号
千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目１番20―202号
破産者　片岡　進一
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２６０号
千葉県我孫子市湖北台８丁目16番10号　102号
破産者　土屋　綾子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１２９８３号
神奈川県横浜市港北区小机町999番地１
破産者　有限会社三好鉄筋
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９８５号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町619―５
破産者　三好　一三（旧姓咲枝）
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４６９号
東京都墨田区吾妻橋３丁目３番２号
破産者　緑川地図印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８４７号
東京都中央区日本橋大伝馬町11番地10
破産者　株式会社ジョイダス
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３７８号
東京都大田区下丸子１丁目11番15号
破産者　有限会社京浜精密製作所
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６４３号
埼玉県草加市谷塚町1642―５、開始決定時の住所埼玉県春日部市梅田本町２丁目15―６
破産者　芝田　孝仁
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１３９号
東京都大田区久が原２丁目13番23―304号
破産者　有限会社ティ・テック
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３号
埼玉県草加市青柳３丁目20番22号
破産者　有限会社好伸サービス
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４号
埼玉県草加市青柳３丁目20―22
破産者　飯塚　義明
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４４号
東京都台東区上野３丁目22―３―401
破産者　中北　　隆
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３６号
東京都大田区久が原２丁目13―23―304
破産者　渡邉　輝男
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００６号
北海道苫小牧市新明町４丁目18―２―405
破産者　川上　誠治
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７４８号
千葉県木更津市文京５丁目９番９号
破産者　有限会社丸翔建設
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７４９号
千葉県木更津市文京５丁目９―９
破産者　青木　道隆
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６８１号
神奈川県小田原市曽比1560―８―A103
破産者　片瓜　郁夫
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４６３号
東京都港区六本木３丁目１番29号
破産者　ユビキタスエージェントテクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４６４号
東京都板橋区志村１丁目34―３―102
破産者　渡邉　和彦
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部